



れ、住民発議による合併協議会の設置手続きは終了することになりました。しかし、動き出した合併の流れが止まることはありませんでした。

任意から法定へ

栗山村議会が合併協議会設置議案を否決したことなどに伴い、平成15年7月18日、日光市・今市市・足尾町・栗山村・藤原町任意合併協議会が解散し、新たに日光地区合併推進協議会(任意)が設置されました。合併の枠組みについては、従来どおりの5市町村でした。当時の合併特例法で財政の優遇措置を受けるためには、法定合併協議会を設立した上で平成17年3月までに合併(のちに「経過措置として平成17年3月までに合併申請し、平成18年3月までに合併」に改正)しなければならず、タイムリミットが刻一刻と迫っていました。そのため、任意合併協議会と併行して、法定合併協議会の設立に向けた動きが進みました。

そのような中、9月9日に行われた市町村長会議において、日光市の離脱が表明され、5市町村の合併が白紙となりました。しかし、残る4市町村長はその場で4市町村による法定協議会の設置に向けた議案を議会に付議することを確認。9月18日、19日に行われた4市町村議会で「合併協議会設置議案」が可決しました。

度重なる住民発議や枠組みの変更など紆余曲折(うよきよくせつ)はありましたが、こうして